

牧之原市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、牧之原市長から監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年2月26日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 太田 佳晴

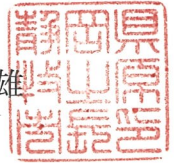


牧 総 第 223 号
令和 3 年 2 月 26 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様

牧之原市監査委員 太田 佳晴 様

牧之原市長 杉本 基久雄



定期監査（工事監査）に関する報告及び意見に対する措置状況について

令和 2 年 12 月 24 日付け牧監第 97 号により通知のあった定期監査（工事監査）に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

担当 総務部総務課
2332～2335



令和2年度の監査指摘事項に対する措置状況について

社会教育課

令和2年度の実地監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 随意契約は、決算審査の意見でも述べたように、競争入札を原則とする契約方法の例外措置であることから、誰が見ても納得する具体的な随意契約理由が必要になる。図書交流館整備工事の契約方法を随意契約で締結しているが、その法的根拠、業者選定理由や随意契約のメリット等を明確に説明できるよう留意されたい。</p> <p>(2) 現在の工事進捗率は全体で見ると30%程度であり、今後、書棚等が設置されることで、一気に工事が進んでいくということである。作業が加速化する中でも、安全面を最優先することを基本に、安全パトロールや工程会議等での注意喚起など対策を強化されたい。</p> <p>(3) 本施設の特徴的な設計は、民間施設をワンフロアで一体的に使い、商業施設と公共施設が融合するものとなっており、施設完成後にはこの強みを活かした新たな形で図書館サ</p>	<p>(1) ご指摘のとおり、契約行為は競争入札が原則であるので、今後もこのことを十分認識しつつ、例外的に随意契約を行う場合は、法的根拠やメリット等を明確に説明できるよう努めてまいります。</p> <p>(2) 書架を工場で製造しており、現場の進捗は高くはありませんでしたが、12月下旬から1月上旬に書架が完成し現場に搬入されたことから、予定通りの進捗で工事は進んでおります。指摘事項にもありますように安全面が最優先事項であることから工程会議でも確認指示を行い、かつ定期的な安全パトロールの実施に努めています。</p> <p>(3) 令和元年度に策定した「図書館基本計画」に基づき、民間施設との相乗効果を図ることで、交流・いこいの場の創出をコンセプトに進めています。そのためには、ご指摘のとおり、</p>

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ービスを充実させるというものである。多くの人々が様々な目的で図書館サービスを利用し、交流の場として施設が根付くよう希望する。</p> <p>(4) 当施設は不特定多数の来館者を対象としている。施設に訪れた誰もが安心して施設を利用できるよう、地震等の災害対策について、防災計画、来館者の避難方法を十分検討のうえ周知をし、安心して時間を過ごせるように配慮されたい。</p>	<p>現図書館利用者だけでなく、多くの人々が様々な目的で施設を利用し、交流の場として利用していただけるようにサービスの充実に努めていくことが必要であると考えています。なお、数値目標として、現相良図書館利用者の約4倍にあたる年間5万人の利用者を目指します。</p> <p>(4) 館内に避難先等を明示するほか、(仮称)防災マニュアルを作成し、災害発生時の周知方法や避難誘導方法について明記し、いざという時に適切な対応ができるように努めます。</p>